

ケ 臨港地区

臨港の管理運営上、臨港施設としての機能を整備し、港湾周辺の効率的利用を図るため、臨港地区を決定し、県条例により規制が行われる。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

臨港地区一覧表

(令和7年3月31日現在)

都 市 名	臨 港 地 区 名	面 積 (ha)	当初決定年月日	最終変更年月日
日 立 市	茨 城 港 日 立 港 区	125.5	S 40. 3. 29	H28. 5. 16
	川 尻	1.7	S 48. 12. 20	
鹿 嶋 市・神 栖 市	鹿 島	2,613.7	S 49. 4. 5	H28. 5. 16
ひたちなか市・東海村	茨城港常陸那珂港区	413.9	H12. 9. 1	R 3. 9. 2
大 洗 町	茨 城 港 大 洗 港 区	61.4	H16. 10. 25	H27. 5. 7
計	6市町村	3,199.4		

コ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地であって、特に良好な自然環境を形成しているもので、市街地及びその周辺地域に存するものについて指定する。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

特別緑地保全地区一覧表

(令和7年3月31日現在)

都市計画区域	都市名	名 称	面積 (ha)	決定年月日	備 考
水 戸・勝 田	水 戸 市	上市緑地保全地区	24.0	H 5. 10. 1	

サ 生産緑地地区

生産緑地地区とは、「市街化区域内の農地等について、計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地法の規定に基づいて定める地区」である。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

生産緑地地区一覧表

(令和7年3月31日現在)

都市計画区域	都市名	面 積 (ha)	地区数	当初決定年月日	最終変更年月日	備 考
竜ヶ崎・牛久	龍 ヶ 崎 市	5.9	37	H 4. 10. 22	R 7. 3. 31	
	牛 久 市	9.2	25	H 4. 10. 22	R 6. 8. 27	
取 手	取 手 市	26	107	H 4. 10. 22	R 6. 5. 13	
	守 谷 市	2.5	21	H14. 12. 20	R 6. 12. 11	
水 海 道	常 総 市	8.9	50	H 4. 10. 22	R 2. 7. 29	
つくばみらい	つくばみらい市	2.2	6	H19. 3. 16	H20. 7. 10	
岩 井 ・ 境	坂 東 市	11	46	H 4. 10. 22	R 6. 10. 15	
	五 霞 町	7.4	10	H18. 9. 17	H28. 3. 14	
日 立	常 陸 太 田 市	7.5	9	H22. 12. 1	H26. 11. 21	
計	9 市 町	80.6	311			